

CSR トピックス <2012 特別号 No.1>

「コーポレート・ガバナンスに関連する会社法改正動向と D&O リスク」

はじめに

企業経営を取り巻く内外の環境が変化している中、コーポレート・ガバナンス（企業統治）のあり方が改めて問われている。その代表的な動向の一つが、わが国における会社法改正の議論である。現在、「法務省法制審議会会社法制部会」（以下、会社法制部会という）において議論されている「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案という）には、コーポレート・ガバナンスのあり方にもかかわる様々な論点が盛り込まれている。

今回は、その中でも特に役員賠償責任リスク（D&O リスク）と関わる論点に的を絞り、その最新動向と D&O リスクへの影響について論じる。

1. 経緯

まず簡単に、会社法改正の経緯を紹介しておく。法務大臣の諮問により、会社法制部会が設置され、同部会で議論が開始されたのは 2010 年 4 月である。その後、東日本大震災に伴う中断があったものの、2011 年 11 月には、会社法改正の重要なポイントを示すものとして、中間試案の第 1 次案が公表された。

この中間試案をたたき台として、以後月 1 回のペースで、会社法制部会における議論が続けられている。本年 6 月 13 日に開催された第 21 回会議からは、会社法制の見直しに関する要綱案の作成に向けた検討が始まっている。

2. 中間試案の概要

中間試案の内容は、下記の通り多岐にわたる。今回は特に、コーポレート・ガバナンスに関する重要な論点で、D&O リスクとも関わる、「多重代表訴訟」「監査・監督委員会設置会社」「社外取締役の選任の義務付け」（下表下線部）について取り上げる。

- | |
|-------------------------|
| 中間試案の概要 |
| 1. 企業統治の在り方 |
| (1) 取締役会の監督機能 |
| ① <u>社外取締役の選任の義務付け</u> |
| ② <u>監査・監督委員会設置会社制度</u> |
| ③社外取締役及び社外監査役に関する規律 |
| (2) 監査役の監査機能 |
| (3) 資金調達の場面における企業統治の在り方 |
| 2. 親子会社に関する規律 |
| (1) 親会社株主の保護 |
| ① <u>多重代表訴訟</u> |
| ②親会社による子会社の株式等の譲渡 |
| (2) 子会社少数株主の保護 |
| (3) キャッシュ・アウト |

- (4) 組織再編における株式買取請求等
- (5) 組織再編等の差止請求
- (6) 会社分割等における債権者の保護
- 3. その他
 - (1) 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求
 - (2) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由。
 - (3) その他

(法務省 HP をもとにインターリスク総研作成)

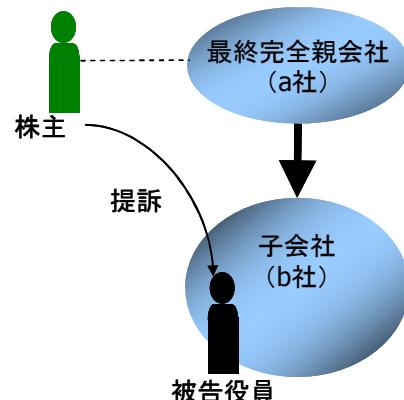
3. 多重代表訴訟

(1) 多重代表訴訟とは

多重代表訴訟とは、ある会社の株主が、自ら株式を保有する会社だけでなく、その子会社の役員に対しても株主代表訴訟を提起できる制度である。

近年持株会社を中心とするグループ経営を採用する企業が増えているといった状況も踏まえ、子会社役員の任務懈怠について親会社株主が責任追及できるようにし、同株主の保護を図るものである。

中間試案では、以下の【A案】【B案】が示されている。



【A案】多重代表訴訟制度を創設する。

- ・ 原告は最終完全親会社（a社）の株主に限定し、かつ、株式の継続保有要件の設定（提訴請求の6ヶ月前から継続的保有）

※なお、その後の会社法制部会での論議を経て、2012年5月16日開催の第20回会議では、「総株主の議決権の100分の1以上の議決権または当該最終完全親会社の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有すること」を上記要件に加えた案が提示されている。

- ・ 株式会社（b社）の取締役等の責任は、その原因である事実が生じた日において、親会社（a社）が有する株式会社（b社）の株式の帳簿価額が当該親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限る、など

※2012年5月16日開催の第20回会議では、「当該株式会社の最終完全親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額（当該最終完全親会社の完全子会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額を含む。）が当該最終完全親会社の総資産額の5分の1を…」と提示されている。

【B案】多重代表訴訟制度を創設しない。

ただし、親会社株主の保護の観点から親子会社に関する規律を見直すことについて、例えば、次のような規律を設けることを含めて、なお検討する。

- ・ 親会社の取締役会は、その職務として、子会社の取締役の職務の執行の監督を行う旨の明文の規定を設けるものとする。

※2012年5月16日開催の第20回会議では、以下の内容にて提示されている。

- ① 親会社の取締役会は、その職務として、子会社の業務を監督するものとする。
- ② ①の監督は、企業集団の業務の適正の確保に必要な範囲内において、以下に掲げる事情に応じて、親会社のために、これを行うものとする。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 当該企業集団における①の子会社の重要性 |
| イ | 親会社による①の子会社の株式の所有の目的及び態様 |
| ウ | その他の事情 |

- ・子会社の取締役等の責任の原因である事実によって親会社に損害が生じた場合において、親会社が当該責任を追及するための必要な措置をとらないときは、親会社の取締役は、その任務を怠ったものと推定するものとする、など

(法務省 HP をもとにインターリスク総研作成)

多重代表制度に対しては、「グループ経営の機動性を損なう」「親会社従業員であるケースの多い子会社役員を訴えるのは酷だ」などの理由で強く反対する声があがっている。

(2) D&O リスクとの関連

まず【A案】については、これまで事実上、株主代表訴訟リスクに曝されていなかった子会社役員にも、新たに親会社株主から提訴される可能性が生じるため、この点では D&O リスク増大につながるといえる。もっとも、会社法制部会での論議を経て、提訴株主の要件などに様々な限定が加わりつつあるため、実際にどの程度リスクが増大するかは、未だ不透明である。

一方の【B案】については、「ただし…」以下の内容が焦点となる。親会社取締役会の子会社監督責任を明文化することについては、現行法が既に企業集団における内部統制システムの構築を求めており、新たな責任を規定するものではないとされる。しかし、規定が新設されることで、親会社役員の責任を問う動きが増加する可能性も否定できない。このため経済界を中心に、親会社役員への濫訴を危惧する意見などが出されている。

いずれにせよ、子会社の監督をめぐり、親会社・子会社の一方または双方の役員が責任追及されるリスクには、これまで以上に留意する必要があろう。

少なくとも親会社役員には、子会社役員の善管注意義務が尽くされているか（十分な情報収集を前提に、諸般の事情を考慮し、客観的に合理的な経営判断を行い、説明できる状態にあるか）、慎重にモニタリングし、グループガバナンスの実効性をあげることが求められる。

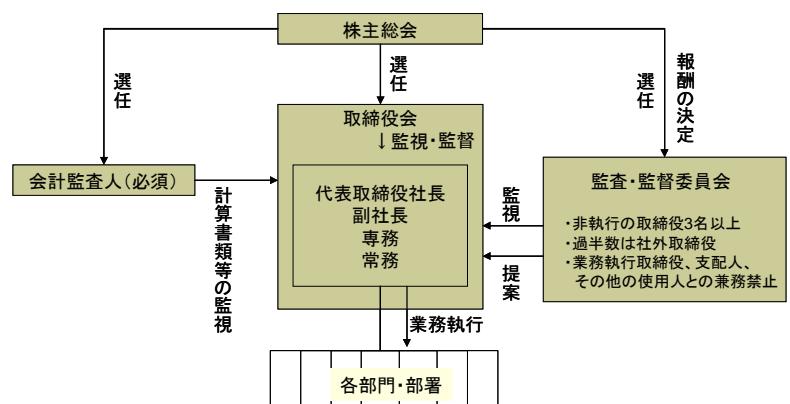
4. 監査・監督委員会設置会社

(1) 監査・監督委員会設置会社とは

中間試案では、監査・監督委員会設置会社という新たな機関設計が提示されている（下図参照）。委員会設置会社などと同様、定款の定めにより設置できる。

その趣旨は、「取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで、業務執行と監督の分離を図りつつ、そのような社外取締役が、監査を担うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすものとするための制度」（中間試案第一次案）と説明されている。

その名の通り、監査役会や委員会設置会社の三委員会などに代わり、監査・監督委員会が設けられるのが特色である。同委員会を構成する監査・監督委員（非執行の取締役 3 名以上）は株主総会決議で選任することとされており、事実上取締役会が人事権を有する監査役に比べ、経営者



からの独立性確保が期待される。

会社法制部会では、本制度に対する強い反対論はないようであるが、一方で、本制度によりコーポレート・ガバナンスの向上に資するのか、と疑問を呈する意見も出されている。

(2) D&O リスクとの関連

ここでは、本機関の「目玉」である監査・監督委員にとっての D&O リスクを想定してみたい（あくまで新制度であり、詳細も固まっていないので、多分に推測の域を出ないことを付言しておく）。

中間試案および会社法制部会の議論内容によれば、監査・監督委員は、同委員以外の取締役の選任・解任等に関する意見陳述権、取締役の違法行為に関する取締役会報告義務や差止請求権等を有するとされ、経営者等に対する様々な監視・監督機能が付与される。加えて、(1) の通り、同委員については経営者からの独立性が担保されている。このため、監査・監督委員の監督機能の発揮には一層期待がかかるであろう。

とすれば、例えば経営者が関与する重大な企業不祥事が発生したときに、監査・監督委員が経営者の暴走を止められなかつた、または事後に経営者に対して厳しい対応をとらなかつた、などの理由で、当の経営者だけでなく、同委員も厳しく責任追及されるということも、将来には起こりうるのかも知れない。

5. 社外取締役の導入の義務付け

(1) 改正の概要

いわゆる監査役会設置会社では、社外監査役の選任が義務付けられているが、社外取締役については、選任が義務付けられていない。会社法制部会では、社外取締役選任を義務付けることは是非と、義務付ける場合にその対象となる会社の範囲をどう定めるかが争点となっている。中間試案では、以下 A～C の 3 案が提示されている。

【A 案】監査役会設置会社（公開会社＋大手会社に限定）で、1 人以上の選任を義務付ける。

【B 案】有価証券報告書提出会社で、1 人以上の選任を義務付ける。

【C 案】現行法を見直さない（選任を義務付けない）。

※2012 年 6 月 13 日開催の第 21 回会議では、以下の 3 案が提示されている。

- ・監査役会設置会社（公開会社＋大手会社に限定）のうち、有価証券報告書提出会社で、1 人以上の選任を義務付ける。
- ・上場会社で、1 人以上の選任を義務付ける。
- ・現行法を見直さない（選任を義務付けない）。

（法務省 HP をもとにインターリスク総研作成）

この改正については、経営全般の監督機能や取締役会の活性化などを理由に賛成する意見と、当該企業の経営に精通していない人間では期待された機能を発揮できないなどとして反対する意見とが激しく対立している。

(2) D&O リスクとの関連

社外取締役制度自体は新しい制度ではないので、これが義務化されることで、D&O リスクに直接何らかの影響が及ぶことは考えづらい。

しかし、長い目でみれば、社外取締役が監督機能を十分に発揮することで、重大事故や企業不祥事を防ぐことができれば、結果として経営者はじめ他の役員の善管注意義務違反を防止することも期待できよう。もちろん、まずは全ての取締役が自ら適切に善管注意義務を果たすことが第一であるし、社外取締役の導入・活用にも、人材確保の困難さや当該企業の経営に精通していない等の問題があることも確かである。それでも、社外取締役の存在が、他の役員の D&O リスクに対する安全弁になりうると考えれば、その存在意義に対する見方も変わってこよう。

終わりに

今回の会社法改正については、今なお盛んな議論がなされており、そもそもの実現可能性からして予断を許さない。

しかし仮に、現行法を改正しないとの結論に至ったとしても、役員が「枕を高くして寝られる」とは言い切れないだろう。コーポレート・ガバナンスや内部統制の適正化に対するステークホルダーの期待の高まりを受け、重大事故や不祥事の発生による企業の損失について役員の責任を問う流れは、着実に定着しつつある。

現に、最高裁判所の調べによれば、昨年12月末における地方裁判所での株主代表訴訟の係属件数は、前年比40件増の215件という大幅な伸びを見せ（商事法務No.1969参照）、提訴額も相変わらず高額のケースが少なくない。

法改正の成否に一喜一憂するのではなく、むしろ先取りする形で、自社のコーポレート・ガバナンスや内部統制システムのあり方を見直していくことが求められよう。

以上

（コンサルティング第一部 CSR・法務第二グループ 上席コンサルタント 高橋 敦司）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアラנסグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽に寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012